

2018年7月26日

各位

野村信託銀行株式会社

議決権行使にかかる事務過誤について

弊社では、信託財産として保有する株式のうち委託者が議決権行使の判断にかかる裁量を有する銘柄につきましては、委託者から議決権行使の指図を受領し、当該指図に従った議決権行使処理(以下、「議決権行使業務」といいます。)を行っております。このたび本年6月の議決権行使業務におきまして、1銘柄にかかる議決権行使の一部に関し、弊社の事務処理上の過誤により、委託者から受領した議決権行使指図とは異なる内容にて議決権を行使していたことが判明いたしました。

なお、当該過誤による当該議案の決議結果への影響はなかったことを、公表資料を通じ、確認しております。

また、関係する方々に対しましては、本件をご報告のうえ、お詫び申し上げます。

弊社では、議決権行使業務の重要性を改めて強く認識し、正確な業務対応を徹底するとともに、再発防止のための事務フローの見直しやチェック体制の改善等を行ってまいります。

以上